

平成 24 年

第 2 回市議会定例会 議案第 4 号

函館市税条例の一部改正について

函館市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 24 年 6 月 13 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市税条例の一部を改正する条例

函館市税条例（昭和 25 年函館市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条の 2 第 1 項ただし書中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

附則第 8 条の 4 を附則第 8 条の 5 とし，附則第 8 条の 3 を附則第 8 条の 4 とし，附則第 8 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（法附則第 15 条第 2 項第 6 号の条例で定める割合）

第 8 条の 3 法附則第 15 条第 2 項第 6 号に規定する条例で定める割合は，4 分の 3 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第 27 条の 2 第 1 項ただし書の改正規定および次条の規定は，平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第 2 条 改正後の第 27 条の 2 第 1 項の規定は，平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し，平成 25 年度分までの個人の市民税については，なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 改正後の附則第 8 条の 3 の規定は，平成 24 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）第 1 条の規定による改正後の地

方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に係る申告書の提出が不要となる場合に関する規定を整備し、および固定資産税の課税標準に関する特例措置に係る軽減割合を定めるため